

セミナー等講演料規程

平成30(2018)年5月8日 制定
平成30(2018)年12月1日 理事会改定
令和6(2024)年2月3日 理事会改定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本医学物理学会（以下「本会」という）定款第4条1項に基づき開催される、セミナー等における資料作成料と講演料に関する事項を定める。

(資料作成料)

第2条 講義動画等の資料作成料は、講演1コマにつき15,000円（税抜）までとする。

(講演料)

第3条 講演料は、講演1コマにつき10,000円（税抜）までとする。

(補則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

2 この規程の改正は、理事会の決議により行われる。